

産業廃棄物収集運搬業  
許可申請等の手引き

令和 2 年 1 2 月

千葉県環境局資源循環部  
産業廃棄物指導課

～ 目 次 ～

～ 頁 ～

1	許可申請の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	収集運搬業の <b>新規許可申請</b> に係る提出書類一覧・・	3
3	収集運搬業の <b>更新許可申請</b> に係る提出書類一覧・・	4
4	収集運搬業の <b>変更許可申請</b> に係る提出書類一覧・・	5
5	収集運搬業の <b>変更届出</b> に係る提出書類一覧・・・・・	6
6	収集運搬業の廃止届出・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	欠格条項該当届出・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8	添付書類等に関する補足説明・・・・・・・・・・・・	7
9	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類・・・・・・・・	11
10	申請書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	12

# 1 許可申請等の手続きについて

## (1) 申請及び許可証交付窓口

千葉県 環境局 資源循環部  
産業廃棄物指導課 処理業班  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティーセンター2階  
TEL 043-245-5683/FAX 043-245-5689

- ※ 許可申請書を提出する場合は上記窓口に必ず電話予約をしてください。
- ※ 変更届出書を提出する場合及び許可証を受領する場合は予約不要です。

## (2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

副本は申請者（届出者）控えとなりますので添付書類等はコピーでも構いません。

また、副本は正本の確認・受付後（受付印を押印した時）に返却します。

## (3) 申請書の作成

- ア 申請書の年月日は提出日を記入してください。その他の添付書類の年月日は作成日を記入してください。
- イ 更新許可申請は許可期限満了の2ヶ月前までに申請していただくと期限満了前に許可証の交付が可能です。
- ウ 提出書類は、この手引きの各申請等の提出書類一覧に従い不足のないようにしてください。
- エ 許可申請書及び添付書類等はA4の大きさに統一してください。
- オ 提出書類は提出書類一覧に記載の順に並べ左下を揃えて綴じてください。（許可申請書類は左側を二穴パンチし、フラットファイルに綴じてください。変更届出書類はファイルに綴じず、ホッチキス等で綴じてください。）
- カ 不明な点は提出前に電話等で確認してください。

## (4) 審査手数料

- ア 許可申請をするにあたっては下表の審査手数料（千葉県収入証紙）が必要です。  
なお、変更届出は手数料不要です。
- イ 複数の許可申請（更新申請と変更申請等）を同時にする場合は、それぞれに手数料が必要です。
- ウ 千葉県収入証紙は市役所本庁舎1階の銀行窓口で取り扱っています。
- エ 収入証紙は貼り付けずに持参してください。（許可申請書の確認後に貼り付けします。）

区 分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可申請	81,000円	81,000円
更新許可申請	73,000円	74,000円
事業範囲変更許可申請	71,000円	72,000円

## (5) 審査及びその期間

- ア 受付時に所定の様式を使用しているか等、申請の形式等について確認します。（受付後に電話等で問い合わせることがあります。）
- イ 受付時間は平日の8:30～17:30です。
- ウ 審査期間（標準処理期間）は申請書の受理後から起算して60日間です。

## (6) 許可証の交付等

- ア 許可証の交付は申請者又は代理人に電話で通知します。
- イ 許可証（変更許可、更新許可及び変更届出）の受領の際には、交付済許可証を持参してください。
- ウ 交付時間は平日の9:00～12:00、13:00～17:00です。

## 2 収集運搬業の**新規許可申請**に係る提出書類一覧

提 出 書 類		
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第六号) (第1面、第2面、第3面)	
	(1)	第2面及び第3面に記載した全ての個人(法定代理人が法人の場合は、その全ての役員を含む)の本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のある「住民票」(3ヶ月以内に発行のもの) なお、第3面記載の株主又は出資をしている者が法人である場合は「登記事項証明書」(3ヶ月以内に発行のもの)
	(2)	第2面及び第3面に記載した全ての個人の東京法務局発行の「登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもので3ヶ月以内に発行のもの)」、外国人の場合も同様
(3)	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第四号)	
2	事業計画の概要を記載した書類 事業の全体計画他(様式第一号の1から4)	
3	事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取り図	
	(1)	運搬車等の形状等が確認できる書類(様式第一号の5)
	(2)	機材等の構造図(必要に応じて提出してください。)
(3)	事務所及び駐車場の案内図及び駐車場の平面図(様式第一号の6)	
4	事業の用に供する施設の所有権等を有することを証する書類	
	(1)	車検証等の写し ※DPF(ディーゼル微粒子除去装置)等の装着車は装着証明書の写し
	(2)	駐車場に使用する土地の登記事項証明書(借地の場合は賃貸借契約書の写し等)
(3)	埠頭の使用权原を有することを証する書類(船舶を使用する場合)	
5	法定代理人が法人の場合は、その登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	
6	法 人	(1) 定款又は寄附行為の写し
		(2) 登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)
7	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)修了証の写し等	
	8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第二号)	
9	法 人	(1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表
		(2) 直前3年の各事業年度における法人税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの)
	個 人	(1) 資産に関する調書(様式第三号)
		(2) 直前3年の各所得税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの)
10	市長が必要と認める書類 収支計画書(様式第五号)法人の場合で、直近の事業年度において株主資本合計の当期末残高に繰越欠損金がある場合)	
	※ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請をする場合	
※	(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第十二号)	
	(2) 上記2～10の添付書類(産業廃棄物収集運搬業の許可申請と同様の取扱い)	

※ 許可証の交付は申請者又は代理人に電話で通知します。

※ 申請書の作成は「8 添付書類に関する注意事項」(7～10ページ)、「10 申請書等記入例」(12～14ページ、20～31ページ)を参照のうえ作成してください。

### 3 収集運搬業の更新許可申請に係る提出書類一覧

提 出 書 類	
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第六号) (第1面、第2面、第3面))
(1)	第2面及び第3面に記載した全ての個人(法定代理人が法人の場合は、その全ての役員を含む)の本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のある「住民票」(3ヶ月以内に発行のもの) なお、第3面記載の株主又は出資をしている者が法人である場合は「登記事項証明書」(3ヶ月以内に発行のもの)
(2)	第2面及び第3面に記載した全ての個人の東京法務局発行の「登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもので3ヶ月以内に発行のもの)」、外国人の場合も同様
(3)	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第四号)
2	変更がない限り添付を要さないもの
(1)	事業計画の概要を記載した書類 事業の全体計画他(様式第一号の1から4)
(2)	事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取り図 ア 運搬車等の形状等が確認できる書類(様式第一号の5) イ 機材等の構造図(必要に応じて提出してください。) ウ 事務所及び駐車場の案内図及び駐車場の平面図(様式第一号の6)
(3)	事業の用に供する施設の所有権等を有することを証する書類 ア 車検証等の写し ※DPF(ディーゼル微粒子除去装置)等の装着車は装着証明書の写し イ 駐車場に使用する土地の登記事項証明書(借地の場合は賃貸借契約書の写し等) ウ 埠頭の使用権原を有することを証する書類(船舶を使用する場合)
3	添付を要するもの
(1)	法定代理人が法人の場合は、その登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)
(2)	法 人 ア 定款又は寄附行為の写し イ 登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)
(3)	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)修了証の写し等
(4)	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第二号)
(5)	法 人 ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表 イ 直前3年の各事業年度における法人税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの) 個 人 ア 資産に関する調書(様式第三号) イ 直前3年の各所得税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの)
(6)	市長が必要と認める書類 ア 収支計画書(様式第五号)法人の場合で、直近の事業年度において株主資本合計の当期末残高に繰越欠損金がある場合 イ 省略書類確認書(様式第六号)上記2変更がない限り添付を要さない書類を省略する場合
※	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請をする場合
(1)	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第十二号)
(2)	上記2～3の添付書類(産業廃棄物収集運搬業の許可申請と同様の取扱い)

※ 優良産廃処理業者認定制度(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9第2号及び第6条の11第2号)の申請を行う場合は、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」をご参照の上、書類を作成してください。

※ 許可証の交付は申請者又は代理人に電話で通知します。

※ 申請書の作成は「8 添付書類に関する注意事項」(7～10ページ)、「10 申請書等記入例」(12～14ページ、20～32ページ)を参照のうえ作成してください。

#### 4 収集運搬業の**変更許可申請**に係る提出書類一覧

提 出 書 類	
1	産業廃棄物処理業の事業範囲変更申請書((省令様式第十号) (第1面、第2面、第3面)) (1) 第2面及び第3面に記載した全ての個人(法定代理人が法人の場合は、その全ての役員を含む)の本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のある「住民票」(3ヶ月以内に発行のもの) なお、第3面記載の株主又は出資をしている者が法人である場合は「登記事項証明書」(3ヶ月以内に発行のもの) (2) 第2面及び第3面に記載した全ての個人の東京法務局発行の「登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもので3ヶ月以内に発行のもの)」、外国人の場合も同様 (3) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第四号)
2	事業計画の概要を記載した書類 変更後の事業の全体計画他(様式第一号の1から4)
3	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取り図(変更がある場合) (1) 運搬車等の形状等が確認できる書類(様式第一号の5) (2) 機材等の構造図(必要に応じて提出してください。) (3) 事務所及び駐車場の案内図及び駐車場の平面図(様式第一号の6)
4	事業の用に供する施設の所有権等を有することを証する書類 (1) 車検証等の写し ※DPF(ディーゼル微粒子除去装置)等の装着車は装着証明書の写し (2) 駐車場に使用する土地の登記事項証明書(借地の場合は賃貸借契約書の写し等) (3) 埠頭の使用権原を有することを証する書類(船舶を使用する場合)
5	法定代理人が法人の場合は、その登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)
6	法 人 (1) 定款又は寄附行為の写し (2) 登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)
7	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)修了証の写し等
8	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第二号)
9	法 人 (1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表 (2) 直前3年の各事業年度における法人税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの) 個 人 (1) 資産に関する調書(様式第三号) (2) 直前3年の各所得税納税証明書(その1)(3ヶ月以内に発行のもの)
10	市長が必要と認める書類 (1) 収支計画書(様式第五号)法人の場合で、直近の事業年度において株主資本合計の当期末残高に繰越欠損金がある場合) (2) 省略書類確認書(様式第六号)上記2変更がない限り添付を要さない書類を省略する場合
※	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請をする場合 (1) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更申請書(省令様式第十六号) (2) 上記2～10の添付書類(産業廃棄物収集運搬業の許可申請と同様の取扱い)

※ 許可証の交付は申請者又は代理人に電話で通知します。

※ 申請書の作成は「8 添付書類に関する注意事項」(7～10ページ)、「10 申請書等記入例」(15～17ページ、20～32ページ)を参照のうえ作成してください。

## 5 収集運搬業の**変更届出**に係る提出書類一覧

変更事項		提出書類	
	共通	産業廃棄物処理業変更届出書（省令様式第十一号）又は特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（省令様式第十七号）に、次の1～6に掲げる変更事項に応じた提出書類を添付。	
1	◎住所 （事務所） （事業場）	法人	登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの） ※住居表示変更の場合は、市町村長の証明でも可。
		個人	本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある「住民票」（3ヶ月以内に発行のもの） ※住居表示変更の場合は、市町村長の証明でも可。
2	◎名称又は氏名 ◎組織	法人	(1) 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの） (2) 定款又は寄附行為の写し
		個人	本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある「住民票」（3ヶ月以内に発行のもの）
3	◎代表者 役員 相談役・顧問等 政令使用人 法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その代表・役員）	(1)	役員等名簿（様式第七号）備考欄に就任、退任、重任等の異動の内容を明記）
		(2)	変更のあった役員等（退任・辞任等は除く）の本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある「住民票」（3ヶ月以内に発行のもの）
		(3)	変更のあった役員等（退任・辞任等は除く）の東京法務局発行の「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもの）」（3ヶ月以内に発行のもの）
		(4)	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第四号） ※新たに就任した役員がいる場合に添付。
		(5)	登記事項証明書（変更前後の内容が確認できるもので3ヶ月以内に発行のもの） ※役員に変更がある場合に添付。
4	株主又は出資者	(1)	株主・出資者名簿（様式第八号）備考欄に異動の内容を明記）
		(2)	変更のあった株主等の本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある「住民票」（3ヶ月以内に発行のもの） ※株主等が法人の場合はその法人の「登記事項証明書」（3ヶ月以内に発行のもの）
		(3)	変更のあった株主等の東京法務局発行の「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもの）」（3ヶ月以内に発行のもの）
		(4)	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第四号） ※新たに株主等となった者がいる場合に添付。
5	運搬車等の機材	(1)	運搬施設の概要（様式第一号の2）
		(2)	運搬車等の形状等が確認できる書類（様式第一号の5）
		(3)	車検証等の写し ※DPF（ディーゼル微粒子除去装置）等の装着車は装着証明書の写し
6	駐車場等	(1)	駐車場等の案内図及び平面図（様式第一号の6準用）
		(2)	駐車場に使用する土地の登記事項証明書（借地の場合は賃貸借契約書の写し等）
		(3)	埠頭の使用権原を有することを証する書類（船舶を使用する場合）

※ 上記変更事項のうち◎のついた届出は許可証の書換えを伴う届出となります。許可証の交付は申請者又は代理人に電話で通知します。

※ 届出書の作成は「8 添付書類に関する注意事項」（7～10ページ）、「10 申請書等記入例」（18ページ、21～22ページ、24～27ページ、30ページ、33～34ページ）を参照のうえ作成してください。

## 6 収集運搬業の廃止届出

産業廃棄物処理業廃止届出書（省令様式第十一号）又は特別管理産業廃棄物処理業廃止届出書（省令様式第十七号）に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（原本）を添付ください。

記入例は19ページに掲載しています。

## 7 欠格条項該当届出

産業廃棄物収集運搬業を含む産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、廃棄物処理法に違反し罰金刑を受けた場合等の欠格条項に該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を都道府県知事等（千葉市長）に届け出なければなりません。

届け出は次に掲げる事項を記載した書面により行ってください。

- (1) 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 欠格条項に該当するに至ったもの及び該当する具体的事由
- (4) 欠格要件に該当するに至った年月日

## 8 添付書類等に関する補足説明

### 証明書類について

各種証明書類については、官公庁等発行のものを添付してください。

なお、新規申請書または更新申請書と変更許可申請書（変更届出書）を同時に申請する場合、または産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業等の同時申請を行なう場合は、1部（産業廃棄物収集運搬業等）に官公庁等発行の原本を添付し、もう1部（変更許可申請または特別管理産業廃棄物収集運搬業）には、証明書類のコピーを添付してください。

### 事業の用に供する施設の所有権等を有することを証する書類

#### 1 車検証の写し

- (1) 車検証の所有者欄と使用者欄に記載がある場合は、申請者名が使用者欄に記載されていることが必要です。
- (2) 車検証の所有者欄のみに記載がある場合は、申請者名が所有者欄に記載されていることが必要です。
- (3) 車検の有効期間が満了していないことを確認してください。
- (4) 変更届出の場合は、変更に係る車両の車検証・写真について提出してください。

#### 2 駐車場に使用する土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

- (1) 駐車場を所有している場合は、土地の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの）を提出してください。
- (2) 駐車場を賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しを提出してください。また、提出する賃貸借契約書の写しについては、次の事項を確認してください。
  - ア 申請者名義で契約していること。
  - イ 契約日が記載されていること。
  - ウ 当事者双方の印鑑が押されていること。
  - エ 契約期間が提出時点においても継続していること。（自動更新の場合は、提出時点においても契約が継続していることを証明できる書類も添付してください。）
- (3) 上記書類がない場合は、自動車保管場所証明書（警察署発行のもの）写し等の使用権原が確認できる書類を提出してください。



## 定款の写し

- 1 会社の事業目的に、産業廃棄物の処理を業として行うことが明記されていることが必要になります。定款の目的欄に記載されていない場合は、定款変更の議事録の写し等を添付してください。
- 2 役員定数、会計年度も併せて確認してください。

## 講習会（収集・運搬課程）修了証について

- 1 講習会は次に掲げる、いずれかの者が修了する必要があります。
  - (1) 申請者が法人の場合
    - ア 代表者
    - イ 業務担当役員
    - ウ 令第6条の10に規定する使用人  
申請書第3面の令第6条の10に規定する使用人（以下、政令で定める使用人）として記載してください。なお、その方の住民票、登記されていないことの証明書及び政令で定める使用人であることを証する書類（社内での役職や権限を代表者が証明した書類等）が必要となります。
  - (2) 申請者が個人の場合
    - ア 申請者
    - イ 令第6条の10に規定する使用人  
申請書第3面の令第6条の10に規定する使用人として記載してください。なお、その方の住民票、登記されていないことの証明書及び政令で定める使用人であることを証する書類（事業所内での役職や権限を申請者が証明した書類等）が必要となります。

### ※ 令第6条の10に規定する使用人とは…

申請者の使用人で、次に掲げる場所の代表者であることが必要です。

- ・ 本店または支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 上記に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬または処分もしくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くところ

- 2 講習会の修了課程は次のとおりです。
  - (1) 新規許可申請の場合  
『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会』の収集・運搬課程（但し、他の都道府県・政令市の許可を有している場合は更新許可講習会の収集・運搬課程でも可とします。）
  - (2) 更新、事業範囲変更許可申請の場合  
『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会又は新規許可講習会』の収集・運搬課程
- 3 修了証の有効期間  
新規許可講習会の修了証は5年間です。  
更新許可講習会の修了証は2年間です。（更新の日で起算すること）

### 4 講習会の実施機関及び受講受付機関

- (1) 実施機関  
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階  
電話 03-5275-7111
- (2) 実施協力団体  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F  
電話 03-3224-0811

- (3) 受付機関 公益社団法人 全国産業資源循環連合会の会員団体  
(千葉県内で開催される講習会)  
受講申し込み先 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会  
千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階  
電話 043-239-9920

### 決算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）について

- 1 申請者が法人の場合
  - (1) 直前3年間の決算書類を提出してください。
  - (2) 法人設立後3年間の決算を迎えていない場合は、提出できる決算書類を提出してください。
  - (3) 法人設立後まだ決算期を迎えていない場合は、次の書類を提出してください。
    - ア 直近の試算表
    - イ 試算表作成時点の預貯金残高証明書
    - ウ 法人設立届書の写し（税務署受理印のあるもの）
  - (4) 直近の事業年度において、株主資本合計の当期末残高に欠損金がある場合は、次の事項を記載した収支計画書（様式第五号）を提出してください。
    - ア 欠損金の額
    - イ 欠損金の発生した理由
    - ウ 今後の事業改善計画
    - エ 収支計画（前期から2、3年後までを記載したもの）
  - (5) 直前3年間の各法人税納税証明書（その1・納税額等証明用）を提出してください。なお、税金が未納である場合は書面（分納誓約書写し等）で説明してください。
- 2 申請者が個人の場合
  - (1) 資産に関する調書（様式第三号）を提出してください。
  - (2) 直前3年の各所得税納税証明書（その1・納税額用）を提出してください。なお、税金が未納である場合は書面（分納誓約書写し等）で説明してください。
  - (3) 給与所得者の場合は、直前3年間の各源泉徴収票の写しを提出してください。

### 石綿含有産業廃棄物の取扱い

- 1 石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物（法第2条第4項）であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）  
例：石綿スレート板、パルプセメント板等のアスベスト成形板、石綿管、ビニールタイル等
- 2 石綿含有産業廃棄物の収集または運搬を行なう場合には、石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集、または運搬する必要があります。
- 3 石綿含有産業廃棄物を取扱う場合には、記入例をご参照のうえ、申請書1面に「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載し、様式第一号の1及び様式第一号の3に石綿含有産業廃棄物の収集運搬計画及び収集運搬の方法を記載してください。  
なお、更新許可申請及び許可証の書換えを伴う変更届出の場合は様式第一号の3のみの添付で構いません。（法改正前に発行の許可証から更新又は書換えをする初回に限ります。）

## 産業廃棄物収集運搬業の許可の基準（法第14条第5項、規則第十条）

### 1 施設に係る基準

- イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

### 2 申請者の能力に係る基準

- イ 次に掲げる者が厚生大臣が認定する産業廃棄物の収集又は運搬に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
  - (1)申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
  - (2)申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
- ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

### 3 欠格条項

申請者及び役員と同等以上の支配権を有するものが以下の条項に該当しないこと

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ニ 廃棄物処理法等<sup>※</sup>の法令に違反し、または刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合および結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ホ 廃棄物処理法または浄化槽法で許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。
- ヘ 廃棄物処理法または浄化槽法の許可取消しの聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃止届出書を提出し、5年を経過しない者。
- ト 廃棄物処理業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者。
- チ 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）。
- リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者等。

※ 欠格条項の対象となる生活環境の保全を目的とする法令等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）おh
- (4) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和43年法律第136号）
- (6) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (7) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

## 9 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類

種類		具 体 例	業 種 指 定	
産 業	1 燃え殻	石炭がら、重油灰、産業廃棄物の焼却残渣等		
	2 汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	廃鉱物性油、廃動植物性油、廃潤滑油、廃絶縁油、廃洗浄用油、廃切削油、廃溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸など有機性・無機性にかかわらず酸性を有する液状のもの		
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液など有機性・無機性にかかわらずアルカリ性を有する液状のもの		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなどすべての固形、液状の合成高分子化合物		
	7 紙くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙、紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材、木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 貨物流通のために使用したパレット	に係る木くず	有
	9 繊維くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る繊維くず	有
	10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状のもの		有
廃 棄 物	11 動物系固形不要物	・と畜場法第2条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ・食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有	
	12 ゴムくず	天然ゴムに限る		
	13 金属くず	研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、レンガ、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず等		
	15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす等		
	16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガその他これに類するもの		
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係る家畜のふん尿	有	
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係る家畜の死体	有	
	19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず、繊維くず ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された金属くず で発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	の焼却施設	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃 油	揮発性油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の酸性廃液		
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上のアルカリ性廃液		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物		
	産 特 定 産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず、繊維くず ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された廃プラスチック類又は金属くず ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類		
	産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル処理物 廃石綿等	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの ・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿 など	
	有 害 産 業 廃 棄 物	その他の有害産業廃棄物	特定の施設から排出された燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち定められた基準を超えるもの	

# 10 申請書等記入例

省令様式第六号（第九条の二関係）

（新規・更新）

（第1面）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
△△年□□月○○日	
<p>千葉市長 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 千葉市中央区千葉港2番1号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 千葉工業 株式会社</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 千 葉 太 郎</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号 043-245-5683</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>1 業の区分 収集運搬業（積替保管を 除く・含む。）</p> <p>2 取扱産業廃棄物の種類</p> <p>①廃プラスチック類、②金属くず、③がれき類、④汚泥</p> <p>（①、③については石綿含有産業廃棄物を含む）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号</p> <p style="text-align: center;">千葉市中央区千葉港2番1号 043-245-5683</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>ダンプ 1台</p> <p>タンク車 1台</p> <p>キャブオーバー 1台 車両合計 3台</p> <p>ドラム缶 2本</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>な し</p>
<p>※事務処理欄</p>	

（日本産業規格 A列4番）

## (第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	△△県	△△年〇〇月〇〇日申請中
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
(ちばこうぎょうかぶしきかいしゃ) 千葉工業 株式会社	千葉市中央区千葉港2番1号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
(ちば たろう) 千葉 太郎	S. 27. 1. 1 代表取締役	千葉市中央区千葉港2番〇号 千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地
(ちば じろう) 千葉 次郎	S. 35. 1. 2 取締役	千葉市中央区千葉港2番〇号 千葉市緑区有吉町290番1号
(ちば さぶろう) 千葉 三郎	S. 37. 1. 3 取締役	千葉市中央区千葉港2番〇号 千葉市中央区中央2丁目1番1号
(ちば しろう) 千葉 四郎	S. 42. 1. 4 監査役	千葉市中央区千葉港2番〇号 千葉市若葉区桜木町567番1号

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	20,000株		出資の額	10,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
(ちば たろう) 千葉 太郎	S.27 1.1	16,500株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		82.5%	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	
(ちば じろう) 千葉 次郎	S.35 1.2	1,500株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		7.5%	千葉市緑区有吉町290番1号	
(ちば さぶろう) 千葉 三郎	S.37 1.3	1,000株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		5.0%	千葉市中央区中央2丁目1番1号	
(ちばけんせつ) 千葉建設(株) 代表取締役 千葉十蔵		1,000株		
		5.0%	千葉市中央区中央2丁目1番1号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有していると認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

- (1) 氏名・本籍・住所は、住民票に記載されているものをそのまま記入してください。
- (2) 法人の名称・住所については、登記事項証明書に記載されているものをそのまま記入してください。
- (3) 氏名、名称には必ずふりがなをつけてください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

△△年□□月○○日

千葉市長 ○ ○ ○ ○ 殿

申請者

住 所 千葉市中央区千葉港2番1号  
氏 名 千葉工業 株式会社  
代表取締役 千葉 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-245-5683

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成22年10月1日 第05500000000号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業（積替・保管を除く。）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	取扱産業廃棄物 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず、がれき類、汚泥
変更の内容	木くず、紙くず、廃酸、廃アルカリの追加
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	ダンプ 1台 ケミカルドラム缶 2本
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※事務処理欄	



## (第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
(ちばこうぎょうかぶしきかいしゃ) 千葉工業 株式会社		千葉市中央区千葉港2番1号	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
(ちば たろう) 千葉 太郎	S. 27. 1. 1	千葉市中央区千葉港2番〇号	
	代表取締役	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	
(ちば じろう) 千葉 次郎	S. 35. 1. 2	千葉市中央区千葉港2番〇号	
	取締役	千葉市緑区有吉町290番1号	
(ちば さぶろう) 千葉 三郎	S. 37. 1. 3	千葉市中央区千葉港2番〇号	
	取締役	千葉市中央区中央2丁目1番1号	
(ちば しろう) 千葉 四郎	S. 42. 1. 4	千葉市中央区千葉港2番〇号	
	監査役	千葉市若葉区桜木町567番1号	

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	20,000株		出資の額	10,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
(ちば たろう) 千葉 太郎	S.27 1.1	16,500株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		82.5%	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	
(ちば じろう) 千葉 次郎	S.35 1.2	1,500株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		7.5%	千葉市緑区有吉町290番1号	
(ちば さぶろう) 千葉 三郎	S.37 1.3	1,000株	千葉市中央区千葉港2番〇号	
		5.0%	千葉市中央区中央2丁目1番1号	
(ちばけんせつ) 千葉建設(株) 代表取締役 千葉十蔵		1,000株		
		5.0%	千葉市中央区中央2丁目1番1号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有していると認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

- (1)氏名・本籍・住所は、住民票に記載されているものをそのまま記入してください。
- (2)法人の名称・住所については、登記事項証明書に記載されているものをそのまま記入してください。
- (3)氏名、名称には必ずふりがなをつけてください。

<del>廃止</del> 産業廃棄物処理業 届出書 変更		△△年□□月○○日
千葉市長 ○ ○ ○ ○ 殿		
届出者 住 所 千葉市中央区千葉港2番1号 氏 名 千葉 株式会社 代表取締役 千葉 太郎  <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small> 電話番号 043-245-5683		
平成○○年○○月○○日付け第 05500000000 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について <del>廃止</del> したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において <del>変更</del> 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	(名称) 千葉 株式会社 (車両等) ダンプ 1台 キャブオーバー 1台 タンク車 1台      車両合計3台	(名称) 千葉工業 株式会社 (車両等) ダンプ 1台 キャブオーバー 1台 車両合計2台
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
	別紙様式第八号のとおり	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
		別紙様式第七号のとおり
廃止又は変更の理由	(役員の変更)：任期切れによる交代      (名称の変更)：社名変更 (車両等の変更)：車両老朽化に伴う入替	
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

廃止  
産業廃棄物処理業 届出書  
変更

△△年□□月○○日

千葉市長 ○ ○ ○ ○ 殿

届出者

住 所 千葉市中央区千葉港2番1号  
氏 名 千葉工業 株式会社  
代表取締役 千葉 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-245-5683

平成○○年○○月○○日付け第 05500000000 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所

廃止又は変更の理由 今後、産業廃棄物収集運搬業を当社の業務として行わないので廃止する。

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第一号の1 (規則第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

事業計画の概要を記載した書類						
1. 事業の全体計画 (事業概要を記入のこと。) 取引先事業者から産業廃棄物の収集運搬の依頼があり、当社としても業として行うため。						
2. 収集運搬する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等						
	産業廃棄物 (特別管理 産業廃棄物) の種類	運搬量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	備 考		
				性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	予定運搬先の名称 及び所在地
1	廃プラスチック 類(石綿含有産業 廃棄物を含む)	10 t/月	なし	固形状	□□□ 株式会社 千葉市中央区中央□-□- □	△△△ 株式会社 千葉市稲毛区穴川△-△- △(最終処分場)
2	金属くず	8 t/月	なし	固形状	〃	〃
3	がれき類	5 t/月	なし	固形状	株式会社 ○○○ 千葉県市原市○町1 (千葉市内建築現場)	▽▽▽ 有限会社 ▽▽県▽▽市▽町1 (中間処理場)
4	汚 泥	10 t/月	なし	泥 状	有限会社 ☆☆☆ ■■■県◎◎市@@町△△- △	▲▲▲ 株式会社 千葉市若葉区桜木町●●● -◇◇(中間処理場)
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備 考 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。

- (1) 千葉市内での収集運搬 (積卸し) 計画について記入してください。
- (2) 運搬量は、申請する車両に見合う数量を記入してください。
- (3) 運搬先の所在地は会社住所ではなく、施設 (処分場等) の所在地を記入してください。
- (4) 変更許可申請の場合は、変更に係る産業廃棄物について記入してください。

様式第一号の2 (規則第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

3. 運搬施設の概要						
(1) 運搬車両一覧						
種別・用途	形状	自動車 登録番号	最大 積載量	新規	継続	廃止
1 普通・貨物	ダンプ	千葉100 さ 0000	3750 kg		○	
2 "	キャブオー バー	千葉130 し 0000	2000 kg			○
3 普通・特殊	タンク車	千葉800 す 0000	950 kg		○	
4 普通・貨物	ダンプ	千葉130 せ 0000	3750 kg		○	
5 "	キャブオー バー	千葉100 そ 0000	2000 kg	○		
6 "	トラクタ	千葉100 た 0000	3299 kg	○		
7 "	セミトレー ラ	千葉100 ち 0000	2230 kg	○		
8						
9						
10						
(2) その他の運搬施設概要						
ドラム缶 (200ℓ)            2本						
フレコンパック            10個						

- (1) 取扱う産業廃棄物の種類の欄に取扱う品目を記入してください。変更許可申請の場合は、変更後の取扱い品目がわかるように記入してください。
- (2) がれき類 (コンクリート破片等) 及び鉋さいは、土砂禁止車による運搬はできません。
- (3) 汚泥は、タンク車等の汚泥専用車及び漏水防止措置を講じた車両を使用してください。
- (4) 飛散・流出の恐れのある廃棄物 (液状物・粉体物) をキャブオーバー等で運搬する場合は、ドラム缶等の容器が必要です。
- (5) 感染性産業廃棄物を運搬する場合は、バイオハザードマークを付した容器等が必要です。
- (6) 廃石綿等を運搬する場合は、二重梱包できる容器等 (専用袋等) が必要です。
- (7) 変更届出の場合は、新規車両、継続車両、廃止車両のすべての車両について記入してください。

様式第一号の3（規則第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係）

4. 収集運搬業務の具体的な計画

（車両毎の用途、収集運搬を行う時間、休業日数及び従業員数を含む。）

車両による運搬方式とします。

汚泥については、タンク車により運搬し、動植物性残さについては、蓋付きドラム缶に入れキャブオーバーで運搬します。

石綿含有産業廃棄物については、仕切りを設ける等の措置をして他の廃棄物と区分し、また、破損防止のためシート等で包む等の措置をし、排出事業者が指定する中間処理場（熔融）または最終処分場へ運搬します。

その他の品目については、ダンプ車に直積みし運搬します。

いずれの場合も必要に応じ飛散防止用シート、荷崩れ防止用ロープ等を使用します。

収集運搬は、日曜・祭日を除く、午前8時から午後5時までとします。ただし、排出事業者の排出時間、処分場の受け入れ時間等により若干変動することがあります。

収集運搬業に従事する従業員数は下記のとおりです。

従業員数内訳

〇〇年▲▲月■日 現在

役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人		2 人	2 人	(2) 運転手兼 人		8 人

様式第一号の4（規則第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係）

5. 環境保全措置の概要

（1）運搬に際し講ずる措置

分別収集運搬を心掛けると共に、収集運搬は迅速に行います。又、車両・容器（ドラム缶）などは清潔な状態であるよう努め、収集運搬の際の非常時に備えて従業員の教育訓練も行っておきます。

（2）積み替え保管施設に置いて講ずる措置

なし

（3）その他

なし



自動車 登録番号	千葉100さ0000
-------------	------------

運搬車等の形状がわかる書類

写真 1 斜 め 前 か ら 撮 影	(1) ナンバープレートが判読できるように撮影してください。 (2) 車体全体を撮影してください。 (3) 写真は、ナンバープレート等が確認可能なサービス版のカラー写真 もしくはデジタルカメラ撮影写真とします。
写真 2 斜 め 後 ろ か ら 撮 影	(1) ナンバープレートが判読できるように撮影してください。 (2) 荷台部分の形状がわかるように撮影してください。 (3) 写真は、ナンバープレート、荷台部分等が確認可能なサービス版のカラー写真 もしくはデジタルカメラ撮影写真とします。

注) 取り扱う産業廃棄物が飛散流出しないで適正に運搬できる荷台の構造を持つものであること。

自動車 登録番号	千葉100さ0000
-------------	------------

運搬車等の形状がわかる書類

必要事項が判読できない場合等の追加写真	<p>次の場合は追加写真の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 写真1及び写真2においてナンバープレートが判読できない場合</li> <li>※ 写真1又は写真2において法定表示事項が判読できない場合</li> <li>※ 写真2において漏水防止措置を講じた車両の荷台部分を説明する場合（パッキン等）</li> </ul> <p>法定表示とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物を収集運搬の用に供する運搬車である旨</li> <li>②許可者の氏名又は名称</li> <li>③許可番号（下6けたの共通番号）</li> </ul> <p>大きさは…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①＝140ポイント（約5cm）、②・③＝90ポイント（約3cm）以上</li> </ul> <p>車体の両側面に鮮明に表示すること（写真は片方側面で構いません）</p>
必要事項が判読できない場合等の追加写真	<p>次の場合は追加写真の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 写真1及び写真2においてナンバープレートが判読できない場合</li> <li>※ 写真1又は写真2において法定表示事項が判読できない場合</li> <li>※ 写真2において漏水防止措置を講じた車両の荷台部分を説明する場合（パッキン等）</li> </ul> <p>法定表示とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物を収集運搬の用に供する運搬車である旨</li> <li>②許可者の氏名又は名称</li> <li>③許可番号（下6けたの共通番号）</li> </ul> <p>大きさは…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①＝140ポイント（約5cm）、②・③＝90ポイント（約3cm）以上</li> </ul> <p>車体の両側面に鮮明に表示すること（写真は片方側面で構いません）</p>

※ 様式一号の5-①において、ナンバープレートや法定表示事項等が判読できる場合は、この書類（様式一号の5-②）の提出は不要です。

様式第一号の5-③（規則第九条の二第二項第二号、同条第六項、第十条の十二第二項関係）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	取扱う産業廃棄物の種類	汚泥
<p>(1) 容器等の全体が写るように撮影してください。</p> <p>(2) 取扱う産業廃棄物の種類には、この容器等を使用する産業廃棄物の種類を記入してください。</p> <p>※ 許可取得後に容器を購入する場合は、写真に変えて購入予定容器のカタログ写し等を添付してください。</p>			

運搬容器等の名称	フレコンバック	取扱う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 がれき類
<p>(1) 容器等の全体が写るように撮影してください。</p> <p>(2) 取扱う産業廃棄物の種類には、この容器等を使用する産業廃棄物の種類を記入してください。</p> <p>※ 許可取得後に容器を購入する場合は、写真に変えて購入予定容器のカタログ写し等を添付してください。</p>			

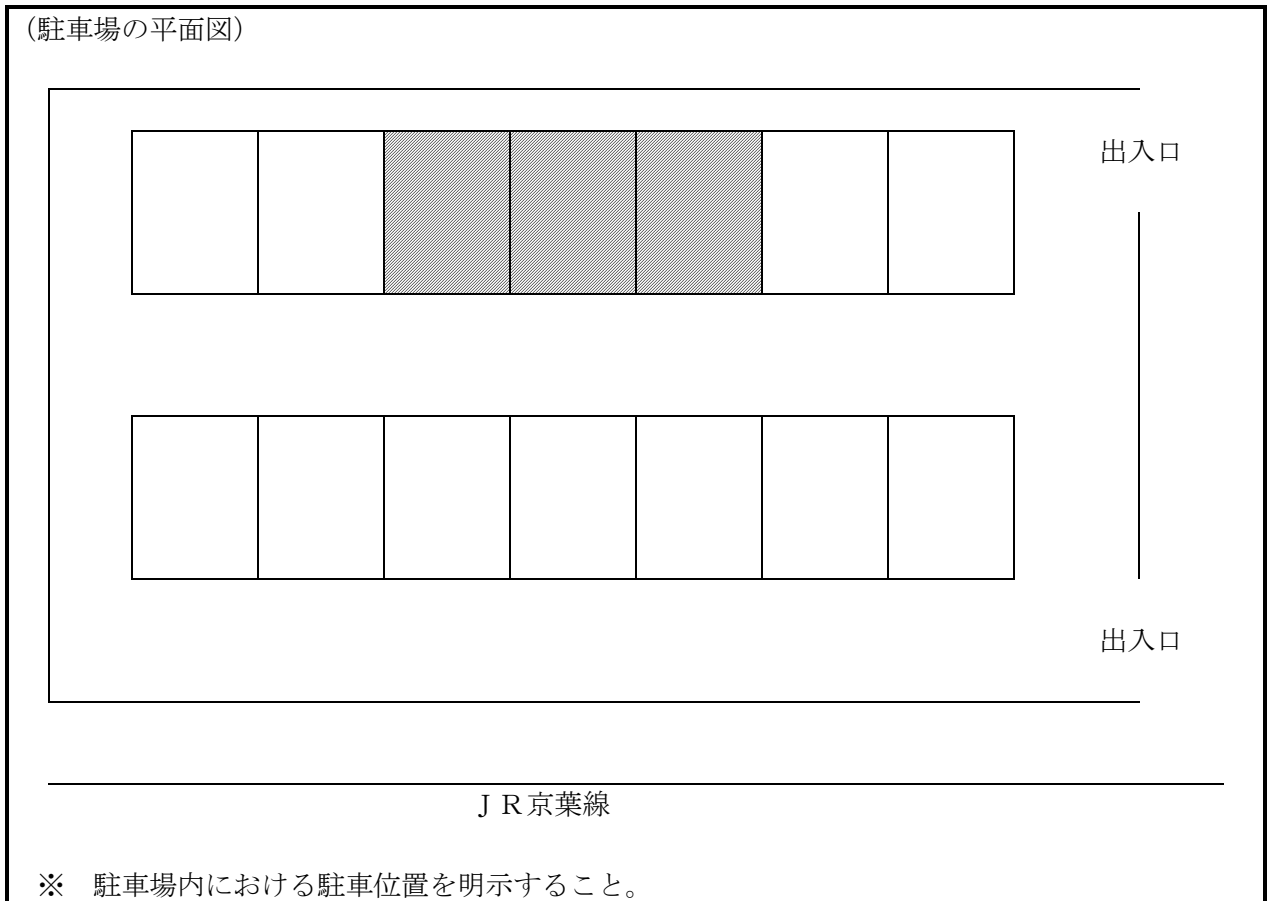
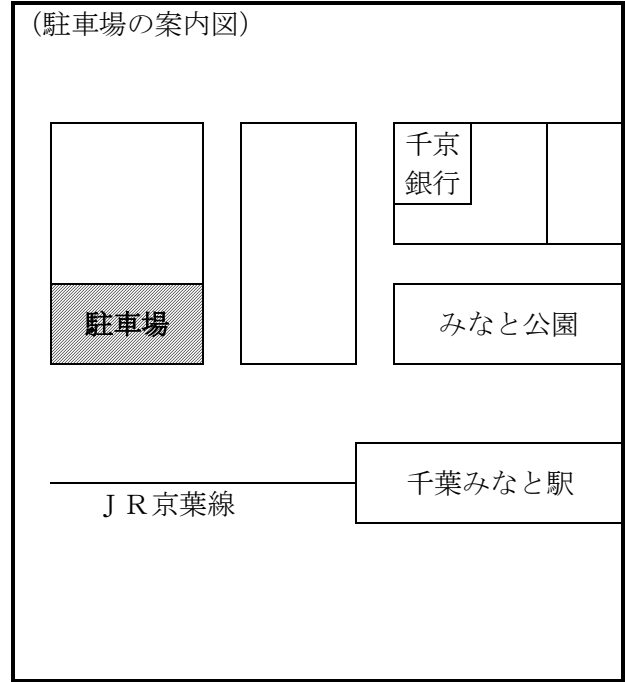
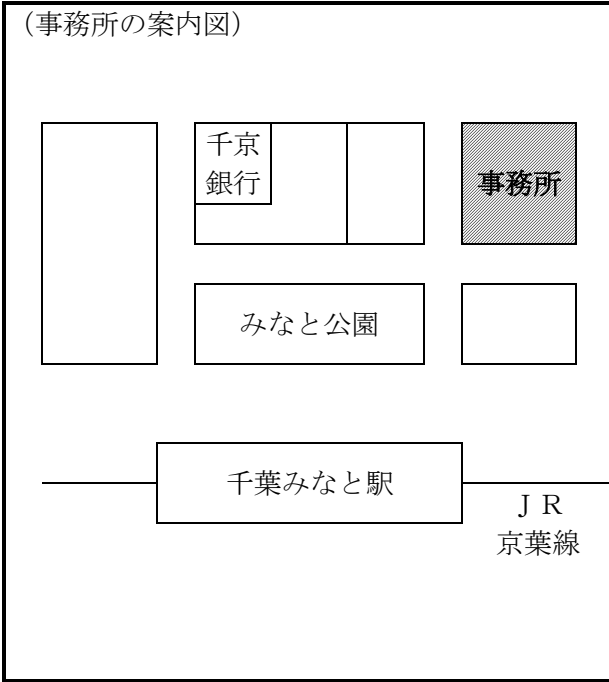
※ 容器を使用しない場合は、この書類（様式第一号の5-③）の提出は不要です。

様式第一号の6 (規則第九条の二第二項第二号、同条第六項、第十条の十二第二項関係)

事務所及び駐車場の案内図及び駐車場の平面図

事務所の所在地 千葉市中央区千葉港2番△号

駐車場の所在地 千葉市中央区千葉港2番▽号



様式第二号（規則第九条の二第二項第五号、第十条の十二第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
内 訳	金 額 (単位：千 円)
事業の開始に要する資金の総額	18,000
土地	10,000
事務所	3,000
収集運搬車両	5,000
積替保管施設	0
調	自己資金 15,000
達	借入金 3,000
	(借入先名) 千京銀行
方	
	その他 0
法	増資 0
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。	

- (1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業を開始または継続するにあたり新規資金を必要としない場合には『事業の開始に要する資金の総額』欄へ『0』と記入し、その理由を余白部分に記入すること。  
 (例：現に〇〇業を行っており、新たに収集運搬業を行うにあたっては、新規資金の調達を必要としないため。)
- (2) 更新申請時は「事業の継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」と読み替えること。

様式第三号（規則第九条の二第二項第七号、第十条の十二第二項関係）

資 産 に 関 す る 調 書			△△年〇〇月〇〇日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	現金、当座預金、普通預金他	〇口	〇, 〇〇〇
有価証券	株券、債権他	〇〇円券 〇〇枚	〇, 〇〇〇
未収入金	土地売却の未収入金ほか	〇口	〇〇〇
売掛金	代金未収入金	〇口	〇〇〇
受取手形	約束手形他	〇通	〇〇〇
土 地	事務所等敷地	〇〇㎡	〇, 〇〇〇
建 物	事務所、倉庫他	〇〇㎡	〇, 〇〇〇
備 品	机、椅子、器具備品他	〇〇点	〇〇〇
車 両	普通貨物他	〇〇台	〇, 〇〇〇
そ の 他	〇〇〇〇〇		〇〇〇
資 産 計			〇〇, 〇〇〇
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	〇〇口	〇〇〇
短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	〇〇口	〇〇〇
未 払 金	固定資産購入代金の未払い金、 未払租税公課他	〇〇口	〇〇〇
預 り 金	源泉所得税他	〇〇口	〇〇〇
前 受 金	手付金他	〇〇口	〇〇〇
買 掛 金	外注代金未払金他	〇〇口	〇〇〇
支払手形	約束手形他	〇〇通	〇〇〇
そ の 他	〇〇〇〇〇		〇〇〇
負 債 計			〇, 〇〇〇

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

千葉市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式第五号（直近の決算において株主資本合計の当期末残高に欠損がある場合に添付する書類）

収 支 計 画 書

□□年△△月○○日

申請者

住 所 千葉市中央区千葉港2番1号

氏 名 千葉工業 株式会社

代表取締役 千葉 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 欠損金の額 \_\_\_\_\_ 〇〇〇, 〇〇〇 円

2 欠損金の発生した理由

～欠損金の発生した理由を記入すること～

3 今後の事業改善計画

～今後の事業改善計画を記入すること～

4 収支計画

（単位：千円、円）

	前 期 (□□年△△月)	今 期 (□□年△△月)	来 期 (□□年△△月)	(□□年△△月)
売 上 高	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
売上原価	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
販売費及び一般管理費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
営業利益	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
営業外収益	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
営業外費用	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
経常利益	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
特別利益	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
特別損失	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
税引前当期利益	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇



様式第六号

省 略 書 類 確 認 書

(更新許可又は変更許可申請用)

許可の更新又は事業範囲の変更の申請をするにあたり、添付を省略した書類については、次の表のとおりです。

省略したもの (○印)	添 付 書 類
○	事業の全体計画他 (様式第一号の 1、3、4)
	運搬施設の概要 (様式第一号の 2)
○	運搬車等の写真 (様式第一号の 5) 機材等の構造図
	事務所及び駐車場の案内図及び駐車場の平面図 (様式第一号の 6)
○	車検証の写し
○	駐車場に使用する土地の登記事項証明書 (借地の場合は賃貸借契約書の写し) 埠頭の使用権原を有することを証する書類 (船舶を使用する場合)

変更がある場合は、申請書とは別に変更届出書の提出が必要です。

添付書類については、コピーを変更届出書に、官公庁発行のもの (原本) を更新もしくは変更許可申請書に添付してください。

□□年△△月○○日

申請者

住 所 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

氏 名 千葉工業 株式会社

代表取締役 千 葉 太 郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第七号

役員等名簿			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本	備考
		籍 住	
(ちば たろう) 千葉 太郎	S. 27. 1. 1	千葉市中央区千葉港 2 番〇号	
	代表取締役	千葉市花見川区瑞穂 1 丁目 1 番地	
(ちば じろう) 千葉 次郎	S. 35. 1. 2	千葉市中央区千葉港 2 番〇号	
	取締役	千葉市緑区有吉町 2 9 0 番 1 号	
(ちば さぶろう) 千葉 三郎	S. 37. 1. 3	千葉市中央区千葉港 2 番〇号	
	取締役	千葉市中央区中央 2 丁目 1 番 1 号	
(ちば しろう) 千葉 四郎	S. 42. 1. 4	千葉市中央区千葉港 2 番〇号	
	監査役	千葉市若葉区桜木町 5 6 7 番 1 号	
(ちば ごろう) 千葉 五郎	T. 15. 1. 5	千葉市中央区千葉港 2 番〇号	
	相談役	千葉市花見川区瑞穂 1 丁目 1 番地	

(変更届出書添付用書類)

様式第八号

株 主・出 資 者 名 簿					
(百分の五以上の株式を有する株主等の名簿)					
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本	籍	株数又は 出 資 額	備 考
		住	所		
(ちば はちろう) 千葉 八郎	S. 45. 1. 3	千葉市中央区千葉港 2 番 1 号		1 0 0 株	5 0 %
	株主	千葉市若葉区桜木町▽▽▽番〇〇号			
(ちば たろう) 千葉 太郎	S. 27. 1. 1	千葉市中央区千葉港 2 番 1 号		5 0 株 ↓ 0 株	5 % 未満に 該当
	株主	千葉市花見川区瑞穂 1 丁目 1 番地			
総発行株式数 (総出資額)			2 0 0 株		

(変更届出書添付用書類)